

**雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき
同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件の一
部を改正する件、雇用保険法第六十一条第一項第二号に
規定する支給限度額を変更する件及び雇用保険法第六十
一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する
支給限度額を変更する件の一部を改正する件案概要**

雇用保険法第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき同条第 4 項に規定する自動変更対象額を変更する件の一部を改正する件、雇用保険法第 61 条第 1 項第 2 号に規定する支給限度額を変更する件及び雇用保険法第 61 条第 7 項の規定に基づき同条第 1 項第 2 号に規定する支給限度額を変更する件の一部を改正する件案 概要

令和 2 年 12 月
職業安定局雇用保険課

1. 概要

- 雇用保険の基本手当の日額の算定の基礎となる賃金日額の範囲等については、雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定に基づき、毎月勤労統計の平均定期給与額の上昇率又は低下率に応じて毎年変更することとしている。
- 毎月勤労統計については、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づき総務大臣から承認を受けた調査計画において 500 人以上規模の事業所について全数調査することとなっているところ、神奈川県、愛知県及び大阪府の平成 31 年 1 月分から調査対象として指定していた 500 人以上規模の事業所について、全数調査は行っているものの、全国調査の集計に含めていない事業所が 79 事業所あったことが確認され、当該事業所を含めた再集計の結果から毎月勤労統計の平均定期給与額の変動を基礎として算定している自動変更対象額及び高年齢雇用継続給付の支給限度額について変更が生ずることとなった。
- 本件告示は、毎月勤労統計の公表結果の訂正を踏まえ、
 - I （基本手当の日額の算定の基礎となる）賃金日額の上限額【令和 2 年 8 月から令和 3 年 7 月まで】の訂正（雇用保険法第 18 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき同条第 4 項に規定する自動変更対象額を変更する件の一部を改正する件）
 - II 高年齢雇用継続給付を支給する限度となる額（支給限度額）【令和元年 8 月から令和 2 年 7 月まで】の訂正（雇用保険法第 61 条第 1 項第 2 号に規定する支給限度額を変更する件）
 - III 高年齢雇用継続給付を支給する限度となる額（支給限度額）【令和 2 年 8 月から令和 3 年 7 月まで】の訂正（雇用保険法第 61 条第 7 項の規定に基づき同条第 1 項第 2 号に規定する支給限度額を変更する件の一部を改正する件）を行うものである。

(参考)

| | 訂正対象【対象時期】 | 訂正前の額 | 訂正後の額 | 差額 |
|--------|--------------------------------|-----------|-----------|--------|
| I 関係 | 賃金日額上限額（30 歳未満） 【R2.8~R3.7】 | 13,700 円 | 13,690 円 | - 10 円 |
| II 関係 | 高年齢雇用継続給付の支給限度額 【R1.8~R2.7】 | 363,344 円 | 363,339 円 | - 5 円 |
| III 関係 | 高年齢雇用継続給付の支給限度額 【R2.8~R3.7】 | 365,114 円 | 365,055 円 | - 59 円 |

※訂正前の額を基に算定し、多く支払いをした場合の差額は受給者から国への返還は求めないこととする。

2. 根拠条文

- I 雇用保険法第 18 条第 1 項及び第 2 項並びに第 80 条
- II 雇用保険法第 80 条
- III 雇用保険法第 61 条第 7 項及び第 80 条

3. 適用期日等

告示日：令和 3 年 1 月下旬（予定）
適用期日：令和 3 年 2 月 1 日